

# ながた

## 長田納税協会指針

納税協会は  
 健全な納税者の団体として  
 税知識の普及に努め  
 適正な申告納税の推進と納税道義の  
 高揚を図り 企業及び地域社会の  
 発展に貢献します



写真 高取神社 岡本延清宮司 提供

11月半ばを迎え、日ごとに冬の気配が色濃くなってきています。

今年は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、「中止」「自粛」「待機」といった、時間が止まったような言葉が日本中を覆いつくした一年でありました。

収束に向けてはまだまだ光の見えない真っ暗なトンネルの中のようなのですが、そんな中で模索しながらも確実に前へ歩を進めようという、日本人の力強さと順応性を感じた一年でもありました。

マスクはもちろんのことアルコール消毒はもう日常化、予防対策を施しながらのGOTOキャンペーンは盛況です。

長田の町でも、3密を避けながらのイベントが開催され始め、人の動きが目に見えるようになりました。

今号の写真は、長田区のシンボルとして区民に親しまれている高取山です。古くから神が宿る「神撫山（かん

なでやま）」とよばれ、神の山とも言われたそうです。

高取山はいつも変わらず雄大にそこにあり、見上げると、心が落ち着いて元気がわいてきます。

こんな時こそ、ちょっと視線を上げてみませんか…、来年はいい年になるようにと願いながら。

### 目次

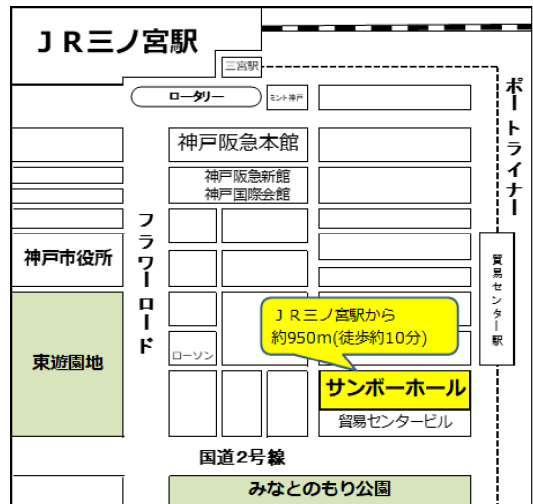
高取山	1
国税だより	2~4
県税だより	5
市税だより	6
納税協会インフォメーション	7
広告	8

ご自由にお持ち帰りください。

# 令和2年分の確定申告における 申告書作成会場の開設場所の変更について

令和2年分の確定申告期においては、申告書作成会場を以下のとおり開設する予定です。

対象 署	灘・兵庫・長田・須磨・神戸税務署 ※ 神戸市東灘区の方は「芦屋税務署」、神戸市西区の方は「明石税務署」へお問い合わせください。
開設 場所	<p><b>神戸サンボーホール</b> (神戸市中央区浜辺通5丁目1-32)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR「三ノ宮」駅、阪急・阪神「神戸三宮」駅、地下鉄「三宮」駅 徒歩約10分</li> <li>・ 地下鉄「三宮・花時計前」駅 徒歩約5分</li> <li>・ ポートライナー「貿易センター」駅 すぐ</li> </ul> <p>※ 会場へお越しになる際は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。</p>
開設 期間	令和3年2月16日(火) ~ 令和3年3月15日(月)
相談受付時間	9時 ~ 16時



**ご注意!**

- ★ 会場は大変な**混雑**が予想されます! 申告は便利な**スマホ申告**を是非ご利用ください!
- ★ 会場の混雑状況により、**早めに受付を終了させていただく場合があります。**  
**「3密」の回避**にご協力ください!
- ★ 令和2年分の確定申告は、以下の会場は**開設いたしません。**

灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・須磨税務署・神戸税務署・新長田合同庁舎(長田区)・  
神戸市管工事会館(兵庫区)



## 令和2年分年末調整の注意事項

### 税制改正の内容についてご存じですか？

No.	令和2年分の主な改正事項
1	給与所得控除額が一律10万円引き下げられています。
2	基礎控除額が一律10万円引き上げられています。
3	基礎控除を適用する場合、「基礎控除申告書」の提出が必要です。
4	一定の要件に該当する場合、 <u>所得金額調整控除が適用</u> されます。
5	所得金額調整控除を適用する場合、「 <u>所得金額調整控除申告書</u> 」の提出が必要です。
6	各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が <u>それぞれ10万円</u> 引き上げられています。
7	ひとり親控除又は寡婦控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。なお、 <u>月々の給与等及び公的年金等</u> に対する源泉徴収では <u>改正前</u> の控除が適用され、 <u>年末調整</u> では <u>改正後</u> の控除が適用されます。

※ 各項目の詳細については、「年末調整のしかた」等をご覧ください。

### 年末調整手続を電子化しませんか？

令和2年10月から、所定の手続を条件に、従業員が行う年末調整申告書の作成、給与担当者への提出から給与担当者が行う年税額の計算までの全てをデータにより処理することで、年末調整手続が簡便化されます。

#### ○ 年末調整手続の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員 の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先 の手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を給与システム等に手入力	年末調整申告書データを給与システム等にインポート

※ 年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) をご覧ください。

法人税等の申告に当たっては、添付書類を含めた

全ての書類を **e-Tax** <sup>イータックス</sup> でご提出ください！

詳しくは、**e-Taxホームページ** をご覧ください。

クリック！

e-Tax

検索

## 税に関する作品展のお知らせ

長田区内の小学生、中学生及び高校生の皆さんから寄せられた作文等の力作の約1,500点余りの中から、優秀作品の展示を下記のとおり行います。  
是非、ご来場ください。

	日 程	場 所
小学生、中学生及び 高校生の税に関する 作品展	令和2年11月18日(水) ～11月27日(金)	新長田合同庁舎1階北エントランス (神戸市長田区二葉町5-1-32)

## 便利な納付方法をご利用ください!

**キャッシュレス** **ダイレクト納付** こんな方に  
おすすめ!

e-Taxを利用している方や  
源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座(複数の預貯金口座が利用可能)から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。

- ☝ ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始を行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。)
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

**キャッシュレス** **クレジットカード納付** こんな方に  
おすすめ!

時間を気にせず利用したい方や  
インターネットを利用している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ☝ ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません(納付状況は利用明細等をご確認ください。)
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>

### 税務署からのお知らせ

来署による御相談は**事前予約**をお願いします。  
長田税務署 078-691-5151  
(音声案内に従ってはじめて「2」を選択してください。)

## 県税だより

**新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する  
県税における猶予制度****徴収の猶予**

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして県税の納税が困難な場合は、徴収の猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

**申請による換価の猶予**

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

【お問い合わせ】

神戸県税事務所 収税第2課 TEL078-647-9128(直通)

**個人事業税第2期分の納期限は  
11月30日(月)です!**

納付書は第1期分と一緒に8月に送付しています。最寄りの金融機関やコンビニエンスストア(30万円以下の納付書に限る)、または県税事務所で納めてください。令和2年11月より、スマートフォン決済アプリ「Pay B」「Pay Pay」「LINE Pay」でも納税いただけるようになりました。

口座振替をご利用の方は、預金額の確認をお願いします。

**個人事業税の納税は、安全・確実・便利な口座振替で**

8月に送付しました納税通知書に同封しています「口座振替依頼書」に、必要事項をご記入のうえ、指定口座のある金融機関または下記の県税事務所へ提出していただきますと、翌年から口座振替ができます。

【お問い合わせ】

神戸県税事務所 個人課税課 TEL078-647-9140(直通)



## 市税だより

## 令和2年度 市民税・県民税の減免について

令和元年に比べて令和2年の所得が半分以上に減少した場合は、減少率に応じて令和2年度の市県民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額が減免されます。

## 【減免を受けられる方・・・①と②の両方の要件を満たす方】

①令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の合計所得金額が400万円以下（注1）

②令和2年中の普通所得の金額（注2）が令和元年中の普通所得の半分以上に減少

（注1）控除対象配偶者・扶養親族のある方は合計所得金額が400万円を超えていても減免の対象となる場合があります。詳しくは市民税課までお尋ねください。

（注2）普通所得の金額とは、総所得金額から譲渡所得及び一時所得を差し引いた金額を言います。

減免の手続きをされる方は、**本人と確認できる書類**（運転免許証、パスポートなど）、**印鑑**、**令和2年中の所得状況がわかる書類**（源泉徴収票、確定申告書の控など）をご持参の上、市民税課（新長田合同庁舎3階 TEL 647-9365）にお越しくください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・個人事業主に対して固定資産税・都市計画税の軽減を行います。

- (1) 対象となる固定資産：中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産
- (2) 適用期間：令和3年度課税分
- (3) 軽減率：令和2年2月から10月までのいずれかの連続する3か月の事業収入の合計額が前年同期と比べて
  - ・30%以上50%未満減少している場合 50%
  - ・50%以上減少している場合 全額
- (4) 対象者：中小事業者等 ※ただし大企業の子会社等は対象外
 

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
 資本又は資本を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下
- (5) 申告手続き：認定経営革新等支援機関等において適用要件を満たしていることの確認を受けた後、**特例措置に関する申告書と申告書添付書類**（認定経営革新等支援機関等に提出した収入減を証する書類）を固定資産税課に郵送又はeLTAXにて提出してください。
- (6) 申告期限：令和3年2月1日（月）
- (7) 問合せ先：固定資産税課（TEL：647-9400）

### 令和3年の市民税・県民税（2月1日～3月15日）の申告に関するお願い

長田区における市民税・県民税の申告受付会場は新長田合同庁舎です。長田区役所では受付を行っておりませんのでご注意ください。また、**新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送による申告にご協力をお願いします。**【問合せ先：市民税課（TEL 647-9365）】

## 部 会 報 告

## 長田納税協会

## 名刺交換会

日 時 令和2年9月24日  
場 所 長田納税会館  
出席者 24名  
定期異動後の長田税務署幹部との顔合わせの機会にと名刺交換会を開催しました。



## 法人向け簿記教室

日 時 令和2年9月15日～10月13日（8日間）  
場 所 神戸納税協会  
出席者 20名  
講 師 税理士  
仕訳から精算表の作成、貸借対照表・損益計算書の作成・見方について学びました。



## 個人事業者向け簿記教室

日 時 令和2年9月16日～10月2日（6日間）  
場 所 長田納税協会  
出席者 13名  
講 師 税理士  
仕訳から記帳、決算書の作成・見方などについて学びました。



## 決算期別法人実務者研修会

日 時 令和2年10月14日  
場 所 神戸納税協会  
出席者 17名  
講 師 公認会計士  
9・10・11月決算法人の担当者を対象に、税制改正の内容や適用時期等、誤りやすい事項を中心に研修しました。



## 長田納貯連合会

## 税の作品審査会

日 時 令和2年9月17日  
場 所 長田納税会館  
出席者 9名  
中学生の税についての作文254点、小学生の税に関する書道293点、ポスター3点について厳正に審査し、全納連、県連進達作品などを決定しました。



## 合同広報委員会

日 時 令和2年10月7日  
場 所 長田納税会館  
出席者 8名  
長田税務署、神戸県税事務所、神戸市行財政局、長田納税協会、長田納税貯蓄組合、合同で、広報紙「ながた」の編集会議を行いました。



## 協会インフォメーション

これから先の事業です。皆様のご参加をお待ちしています。

## 税理士による税の無料相談（予約制）

日 時 令和2年12月17日（木）  
13:00～  
場 所 長田納税会館

## 法律無料相談（予約制）

## 司法書士による法律相談

日 時 令和2年12月9日（水）  
13:30～  
場 所 長田納税会館  
担当者 司法書士

## 弁護士による法律相談

日 時 令和3年3月17日（水）  
13:30～  
場 所 長田納税会館  
担当者 弁護士

## 年末調整個別相談（会員限定・予約制）

期 間 令和2年12月～  
場 所 長田納税会館

## 決算期別法人税等説明会

対 象 12.1.2月期決算法人  
日 時 令和3年1月予定  
（日程が確定次第、ご案内します。）  
場 所 神戸納税協会

お問い合わせ・お申込みは、  
長田納税協会 TEL 078-631-3366  
FAX 078-631-6355

アフラックの「がん保険」は「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。



(引受保険会社) **アフラック** 神戸総合支社 納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



ご希望の場所がパーティー会場に！

・・・ケータリングサービス

会議やイベントのお食事に！

・・・松花堂、幕の内など各種お弁当をお届け

ご予算・お人数・料理内容等お気軽にご相談ください

◆ご予約・お問い合わせ◆

078-341-7117 シンエーフーツ株式会社(担当/復本)

納税協会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
納税協会の輪

就業障がい状態によるリタイアリスクから  
会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

神戸支社/兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-7  
(大同生命神戸ビル4F) TEL 078-392-3151

AIG AIG損害保険株式会社

神戸支店/兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22  
(富士火災神戸ビル) TEL 078-570-4300

F-2018-1046(2019年3月27日)

広報紙「ながた」では、広告を募集しています。

ご用命は長田納税協会まで

＝編集後記＝

昨年11月号の表紙を飾った長田神社のお祭り。今年は鉦や太鼓の音が聞こえません

コロナ禍で、中止になってしまった行事が多く、失ったものも多かったと感じますが、マスク着用や3密回避など、日本人の真面目さや従順さ、順応性の高さを示せたようにも思います。

当たり前な平穏だった日々が、こんなにも貴重で愛おしいものであるかを強く感じた1年でもありました。

平穏な日々の訪れに祈りをこめつつ、令和2年11月号お届けします。

ご入会の手続き

長田納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。会費は、法人・個人別に決められています。※詳しくは、窓口又はお電話でおたずねください。



◀ご入会のお申込はこちら

携帯電話、スマートフォンで左記のQRコードまたは、下のURLへアクセスしてください。

http://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/54309

令和2年11月号 発行 No.170

発行所 長田納税貯蓄組合連合会  
公益社団法人長田納税協会  
広報委員長 木村繁一  
" 宇津原彰一  
協賛 長田税務署  
神戸県税事務所  
長田区役所  
印刷 (有)木下印刷所